

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成19年3月20日

中央防災会議会長 安倍 晋三

記

件名	年月日	事項
地域防災計画の修正	H18.06.01	岩手県、山形県
	H18.07.25	神奈川県
	H18.08.01	富山県、滋賀県、京都府
	H18.08.14	青森県、宮城県、三重県
	H18.08.23	岩手県
	H18.09.22	茨城県、静岡県、愛知県
	H18.11.29	広島県
	H19.01.22	島根県、山梨県
	H19.02.20	鳥取県、福島県
	H19.03.14	香川県、山口県
H19.03.20	埼玉県、千葉県	
小計		22件
平成18年度「防災週間」の実施について	H18.07.04	中央防災会議会長通達「平成18年度『防災週間』の実施について」を各指定行政機関の長、各都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表者宛通知
	小計	1件
降積雪期における防災態勢の強化について	H18.12.06	中央防災会議会長通達「降積雪期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、各都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表者宛通知
	小計	1件
東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について(答申)	H18.12.06	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第2項に基づく推進地域指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小計	1件

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う中央防災会議が決定した計画等の一部修正について	H19.03.20	防衛庁設置法等の一部改正する法律（平成18年12月22日法律第118号）に基づく防衛庁から防衛省への移行に伴い、これまで中央防災会議において決定した計画等中「防衛庁」を「防衛省」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛庁副長官」を「防衛副大臣」に修正
	小計	1件
激甚災害の指定等	H18.9.4	平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H18.11.6	平成十八年九月十五日から同月二十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H19.2.27	平成十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H19.2.27	平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H19.2.27	平成十八年十月六日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小計	5件
合計	合計	31件

激甚災害指定基準の一部改正（平成19年2月27日中央防災会議決定）による新基準（別紙）を適用。

農林水産業共同利用施設の激甚災害指定基準の改正について

< 従来の基準 >

激甚災害指定基準 (本激基準)	局地激甚災害指定基準 (局激基準)
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置が適用される場合 (農地等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% 等)</p> <p>又は</p> <p>農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、天災融資法の特例が適用される場合</p> <p>(ただし、どちらの場合も当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下の場合を除く。)</p>	<p>当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費(1,000万円以上) > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%</p> <p>(ただし、これに該当する市町村ごとの当該経費を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。)</p>

< 追加基準 > 漁業被害が甚大な特異災害が発生した場合に、従来の基準を補完し水産業共同利用施設に限って適用 ただし、上記に該当しない場合、

<p>漁業被害見込額 > 農業被害見込額</p> <p>かつ</p> <p>漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、天災融資法の特例が適用される場合</p> <p>(ただし、どちらの場合も水産業共同利用施設に係る被害見込額が5,000万円以下の場合を除く。)</p>	<p>当該市町村内の漁業被害額 > 当該市町村内の農業被害額</p> <p>かつ</p> <p>当該市町村内の漁船等の被害額(1,000万円以上) > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10%</p> <p>(ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。)</p>
--	---